

平成 27 年度
定 時 制 課 程
入学者選抜募集要項

(推薦入学・一般入学・特別募集・第2次募集)



沖縄県立 八重山商工高等学校・定時制

〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 180 番地

TEL (0980) 82-3892

FAX (0980) 83-1506

<http://www.yaeyama-th.open.ed.jp/>

平成 27 年度入学者選抜募集要項

沖縄県立八重山商工高等学校定時制課程（以下本校）の平成 27 年度第 1 学年入学者は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 90 条の規定により、本校校長が募集し、選抜を行う。

推 薦 入 学

1 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者で、中学校長が推薦するもの

- (1) 沖縄県内の中学校を募集年度の 3 月に卒業見込みの者
- (2) 定時制課程商業科に対する目的意識が明確であり、かつ、商業科への興味、関心及び適性を有する者

2 実施学科

（定時制課程）商業科

3 出願の要件

出願者は、次の(1)又は(2)の要件を満たしている者とする。

- (1) 次に掲げる諸活動の実績等について自分を表現すること（以下「自己表現」という。）ができること。なお、当該活動の実績については、証明する資料（賞状、認定証等）の写し（A 4 版）を提出すること。
 - ア 文化活動
 - イ スポーツ活動
 - ウ 社会活動
 - エ ボランティア活動
 - オ 資格取得等の活動
- (2) 次に掲げる分野について表現すること（以下「個性表現」という。）ができること。
 - ア 音楽、美術、書道等の芸術分野
 - イ 文芸、研究等の分野
 - ウ 舞踊、創作ダンス、手話等の身体的活動を伴う分野
 - エ 留学等の体験的分野

4 募集人員

商業科・・・12名（定員の 30%）程度

5 出願期間及び出願手続

- (1) 本校定時制課程商業科に限り出願するものとする。
- (2) 出願期間
 - ア 出願期間は平成 27 年 1 月 15 日（木）及び 1 月 16 日（金）の 2 日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
 - イ 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 出願手続き

ア 志願者は、次の書類に入学考査料（950 円／人）を添えて中学校長に提出しなければならない。

- (ア) 推薦入学志願書（推薦第 1 号様式）
- (イ) 推薦申請書（推薦第 2 号様式）
- (ウ) 確約及び証明書（第 5 号様式）

ただし、石垣島以外から出願する者。

イ 中学校長は、適切な審査を経て被推薦者を決定すること。

ウ 中学校長は、被推薦者に係わる次の書類に入学考査料（950 円／人）を添えて、本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

- (ア) 推薦入学志願書（推薦第 1 号様式）
- (イ) 推薦申請書（推薦第 2 号様式）
- (ウ) 調査書（第 2 号様式）

ただし、「①各教科の学習の記録」の 3 年の欄は 12 月までのものとする。また、備考欄に欠席、遅刻及び欠課が著しい者についてはその理由を、皆出席の者については「皆出席」と記入する。

- (エ) 推薦入学志願者名簿（推薦第 3 号様式）
- (オ) 確約及び証明書（第 5 号様式）（前記アの（ウ）で提出のあった者に限る。）

6 選抜の方法及び日時

(1) 選抜方法

中学校長から提出された推薦入学志願書（推薦第 1 号様式）、調査書（第 2 号様式）推薦申請書（推薦第 2 号様式）及び面接の結果に基づき推薦入学予定者を決定する。

(2) 面接の実施

面接は、提出された推薦申請書（推薦第 2 号様式）に記載された「自己表現」及び「個性表現」の申告内容その他の事項について実施する。

(3) 日時

平成 27 年 1 月 21 日（水）14：00（13：45 本校事務室前に集合）

7 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 選抜結果については、本校校長が平成 27 年 1 月 29 日（木）までに、推薦に基づく選抜結果の通知書（推薦第 4 号様式）により中学校長を通じて本人に通知する。

(2) 入学確約書（推薦第 5 号様式）は、中学校長を経由して、平成 27 年 2 月 2 日（月）までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。

8 合格発表

平成 27 年 2 月 2 日（月）までに入学確約書（推薦第 5 号様式）の提出があった者については、平成 27 年 3 月 17 日（火）に本校で合格者として午前 9 時に発表（掲示）するとともに、各中学校長へ合格者名簿を送付する。

9 入学手続

本校校長が指示する。

10 不合格者の再出願

推薦入学選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。なお、この場合にあつては、この募集要項の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 11 号）に定める入学考査料減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

一 般 入 学

1 出願資格

- (1) 中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業者（以下「過年度卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

2 募集定員

課 程	学科名	募集定員 (推薦合格者も含む)	募 集 区 域
定時制	商業科	40	県全域。ただし、本校全日制課程の学科を第一志望とする者のみ、定時制課程を第二志望として出願できる。

3 出願期間

- (1) 入学願書の受付日は、平成27年2月12日（木）及び2月13日（金）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認められた場合はその限りではない。
- (2) 受付期間は、2月12日（木）は午前9時から午後5時までとし、2月13日（金）は午前9時から午後4時までとする。

4 出願手続

- (1) 志願者は、本校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。
- (2) 志願者は、次の書類に入学考査料（950円／人）を添えて出身中学校長に提出しなければならない。
 - ア 入学志願書（第1号様式）
 - イ 健康診断書（第8号様式）
ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
 - ウ 入学考査料減免申請書（第11号様式）
ただし、推薦入学選抜の結果、不合格になった者のみとする。沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
 - エ 確約及び証明書（第5号様式）
ただし、石垣島以外から出願する者。
- (3) 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料（950円／人）を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
 - ア 入学志願書（第1号様式）
 - イ 調査書（第2号様式）（3年の出欠の記録は、募集年度の1月31日現在）
 - ウ 入学志願者名簿（第3号様式）
 - エ 健康診断書（第8号様式）（前記(2)のイで提出のあった者に限る。）
 - オ 入学考査料減免申請書（第11号様式）（前記(2)のウで提出のあった者に限る。）
 - カ 確約及び証明書（第5号様式）（前記(2)のエで提出のあった者に限る。）
- (4) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料（950円／人）を添えて本校校長に提出しなければならない。
 - ア 入学志願書（第1号様式）
 - イ 本校校長が必要と認める書類

- (5) 志願者が県外の中学校出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。
- ア 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を平成27年1月23日（金）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
 - イ 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記アの許可願（第4号様式）と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。
 - ウ 前記アの許可願（第4号様式）、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び本校校長が必要と認める書類に入学考査料（950円／人）を添えて本校校長に提出しなければならない。

5 志願変更及び手続

(1) 志願変更

- ア 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校長及び本校校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる
- イ 同一志願高等学校における課程、学科の変更も志願変更手続に準じて行うものとする。
- ウ 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- エ 志願変更希望者が、志願変更可能な人数を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

(2) 志願変更の日程

ア 志願変更申出期間

平成27年2月18日（水）及び2月19日（木）の2日間とする。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 入学志願書類取り下げ及び再出願期間

平成27年2月25日（水）及び2月26日（木）の2日間とする。

受付時間は、2月25日（水）は午前9時から午後5時までとし、2月26日（木）は午前9時から午後4時までとする。

- (3) 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。
- (4) 出身中学校長は、前記(3)の願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長にこれを提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- (5) 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「4出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、本校校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。

6 選抜の方法

- (1) 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、出身中学校長から提出された調査書（第2号様式）、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- (3) 選抜は、調査書（第2号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第2号様式）と学力検査等の成績との比重は、5対5とする。
- (4) 面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。（ただし、第二志望者は実施しないこととする。）

7 学力検査

(1) 学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも 50 分とし、配点は各 60 点とする。

(2) 学力検査の期日及び時間割

時 限 月 日	第 1 時限 (10:00～10:50)	第 2 時限 (11:15～12:05)	昼 食 55 分	第 3 時限 (13:10～14:00)
第 1 日目 3月10日(火)	国 語	理 科		英 語
第 2 日目 3月11日(水)	社 会	数 学		面 接 (13:10～17:00)

※受検者は次の筆記用具以外は持ち込まないこと。

鉛筆（シャープペンシルを含む）、消しゴム、鉛筆削り、コンパス、時計（時計機能のみ）
定規（三角定規は可、分度器機能付きは不可、分度器は不可、三角スケールは不可）

集合時間	第 1 日目	9 : 15	第 2 日目	9 : 45
集合場所	第 1 日目	本校体育館	第 2 日目	各検査場

(3) 検査の場所

ア 本校検査場：八重山商工高等学校

イ 委託検査場：名護高等学校、宮古高等学校、久米島高等学校、知念高等学校、伊良部高等学校、その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場

ウ 出張検査場：伊平屋村離島振興総合センター、伊是名村産業支援センター、伊江村農村環境改善センター、北大東中学校、南大東村離島振興総合センター、粟国中学校、渡名喜村多目的活動施設、渡嘉敷中学校、座間味中学校、阿嘉中学校、多良間中学校、船浦中学校、波照間中学校、与那国中学校

(4) 本校校長は、学力検査委員を指名し、教育庁が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査を実施する。

(5) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。

(6) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。

8 合格発表

(1) 平成 27 年 3 月 17 日（火）午前 9 時に本校において発表（掲示）するとともに、各中学校長へ合格者名簿を送付する。

(2) 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、第 2 次募集の合格発表の日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの間に、本校において口頭により開示請求ができる。

特 別 募 集

1 出願資格

出願できる者は、勤労者等で満 20 歳（平成 27 年 3 月 31 日現在）以上の者とする。

2 出願期間

- (1) 出願期間は、平成 27 年 2 月 12 日（木）及び 2 月 13 日（金）の 2 日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- (2) 受付時間は、2 月 12 日（木）は午前 9 時から午後 5 時までとし、2 月 13 日（金）は午前 9 時から午後 4 時までとする。

3 出願手続

出願手続については、「一般入学」の「4 出願手続」に準ずる。提出書類は以下の通りである。

- (1) 志願者は、次の書類に入学考査料（950 円／人）を添えて出身中学校長に提出しなければならない。
 - ア 入学志願書（第 1 号様式）
 - イ 健康診断書（第 8 号様式）ただし、平成 26 年の 1 月以降に発行されたものとする。
- (2) 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
 - ア 入学志願書（第 1 号様式）
 - イ 調査書（第 2 号様式）ただし、平成 20 年度以前に卒業した者は卒業証明書に変えることができる。
 - ウ 入学志願者名簿（第 3 号様式）
 - エ 健康診断書（第 8 号様式）

4 選抜の方法

選抜は、作文及び面接の結果と出身中学校から送付された調査書その他必要な書類に基づいて行なう。

5 検査期日及び時間割、検査場など

- (1) 検査期日及び時間割

期日	面接	作文
平成 27 年 3 月 11 日（水）	13 : 10～14 : 00	14 : 10～15 : 00

※ 集合時間 13 : 00 集合場所 本校事務室前

- (2) 検査の場所 八重山商工高等学校

6 合格発表

平成 27 年 3 月 17 日（火）に本校において発表（掲示）するとともに、各中学校長へ合格者名簿を送付する。

第 2 次 募 集

合格者が募集定員に満たない場合、第 2 次募集を行う。

1 出願資格

学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「一般入学」の「1 出願資格」の各号のいずれかに該当する者で学力検査を受検しなかった者とする。

2 出願期間

- (1) 第 2 次募集の出願期間は、平成 27 年 3 月 18 日（水）及び 3 月 19 日（木）の 2 日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- (2) 受付時間は、3 月 18 日（水）は午前 9 時から午後 5 時までとし、3 月 19 日（木）は午前 9 時から午後 4 時までとする。

3 出願手続

- (1) 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。
 - ア 志願者は、当該年度に第 2 募集を実施する高等学校の 1 校・1 学科・1 コースに出願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第二志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。
 - イ 志願者は、次の書類に入学考査料（475 円／人）を添えて出身中学校長に提出しなければならない。
 - (ア) 第 2 次募集入学志願書（第 9 号様式）
 - (イ) 入学考査料減免申請書（第 11 号様式）
沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
 - (ウ) 確約及び証明書（第 5 号様式）
ただし、石垣島以外から出願する者のみとする。
 - ウ 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料（475 円／人）を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
 - (ア) 第 2 次募集入学志願書（第 9 号様式）
 - (イ) 調査書（第 2 号様式）（一般入学で提出したものと同一内容のもの）
 - (ウ) 第 2 次募集志願者名簿（第 10 号様式）
 - (エ) 入学考査料減免申請書（第 11 号様式）
 - (オ) 確約及び証明書（第 5 号様式）（前記イの（ウ）で提出のあった者に限る。）
- (2) 一般入学の学力検査を受検しなかった者は、「一般入学」の「4 出願手続」に準ずる。

4 志願変更及び手続

- (1) 志願変更
志願者は、入学願書締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2 次志願変更」という。）することができる。
- (2) 2 次志願変更の日程
 - ア 入学志願書変更再出願期間
平成 27 年 3 月 20 日（金）（※ 1 日のみ）
 - イ 受付時間
午前 9 時から午後 4 時までとする。
 - ウ 2 次志願変更する者は、第 2 次募集志願変更願（第 12 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。

エ 出身中学校長は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第2次募集入学志願書）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「第2次募集」の「3 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、本校校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。

5 選抜の方法

- (1) 学力検査を受検した者については、学力検査成績証明書（第11号様式）、調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。
- (2) 学力検査を受検しなかった者については、本校校長の定めるところによって実施する学力検査（国語・数学・英語）及び作文を課し、その結果と調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。
- (3) 学力検査を受検しなかった者のうち、過年度卒業者については、本校校長の定めるところにより学力検査を免除することができる。
- (4) 学力検査を受検しなかった者のうち、満20歳（平成27年3月31日現在）の者については特別募集の「4 選抜の方法」に準ずる。

6 学力検査、面接の日時

- (1) 日時 平成27年3月24日（火）
- (2) 時間割

学 力 検 査	作 文	面 接
13：00～14：00	14：10～15：00	15：10～16：00

※ 集合時間 ①学力検査・作文受検の志願者は12：30集合 場所：本校事務室前
②面接のみの志願者は14：40集合 場所：本校事務室前

※ 学力検査、作文は一般入学にて志願しなかった者に対してのみ課す。

- (3) 場所 八重山商工高等学校

7 合格発表

平成27年3月26日（木）午前9時に本校において発表（掲示）するとともに、各中学校長へ合格者名簿を送付する。

そ の 他

1 調査書

- (1) 中学校に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。
- (2) 調査書（第2号様式）の作成方法は、教育長が別に定める。
- (3) 高等学校長は、出身中学校長の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

2 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について本校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

3 不登校生徒等の取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長を経て本校校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

4 障害等のある生徒の取扱い

- (1) 障害等のある生徒の本校志願の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式1）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校長もしくは、特別支援学校長を経て本校に提出することができる。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

5 その他

- (1) 中学校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票を募集年度の3月末日までに本校校長に提出すること。
- (2) 本校入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例（第7条、第8条、第10条）及び沖縄県情報公開条例（第7条）に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

問い合わせ先（14：00～20：00）

八重山商工高等学校 定時制教頭（石^{いし}原^{はら}雅^{まさ}之^{ゆき}）

TEL (0980)82-3892

FAX (0980)83-1506